

(平成21年5月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年6月までの期間及び41年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年6月まで
② 昭和41年12月から45年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について未納との回答を得た。

昭和44年4月に結婚した後、A町（現在は、B町）役場から通知書が送付されたので、同月以前の申立期間①及び②のうち41年12月から44年3月までの期間の保険料（約9,000円程度）をまとめて納付したはずであり、同月以降の44年4月から45年3月までの保険料は、毎月、集金人に納付してきたはずである。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に結婚した後、A町（現在は、B町）役場から通知書が送付され、国民年金保険料の納付を開始したと主張している。

しかし、B町の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が保有する国民年金手帳の記号番号は、申立期間を経過した昭和46年11月18日に払い出され、40年10月11日にさかのぼって資格を取得していることから、44年4月ごろに納付書が発行され、納付を開始したとは考え難い。

また、申立人がまとめて納付したとする昭和44年4月の時点では、申立期間①及び申立期間②の一部は時効により納付することができないほか、払出しのあった46年11月は特例納付の時期ではあるが、特例納付により納付した形跡はみられない。

さらに、B町の記録によると、申立人は、申立期間以降の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 8 月から 47 年 3 月までの期間の 20 か月分の国民年金保険料を、47 年 7 月以降に 4 回に分けて過年度納付しており、44 年 4 月以降、保険料を毎月納付していたとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は 2 冊の年金手帳を保有しているが、2 冊の手帳は、いずれも同じ国民年金手帳記号番号であり、このほか別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月15日から同年8月15日まで
昭和25年6月15日から同年8月15日まで、A省B事務所C支所D出張所に臨時的雇用職員として勤務していたが、この期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同出張所は国の機関であることから、社会保険に加入していたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA省B事務所C支所D出張所に勤務していたことから、同出張所における厚生年金保険被保険者であったはずであると主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないほか、その上部組織である同支所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和30年3月28日であることから、申立人は申立期間に同出張所及び同支所において厚生年金保険被保険者となることはできない。

なお、同出張所の継承組織であるE局に照会したが、給与簿、人事記録等の資料は廃棄されていることから、申立期間において申立人の同出張所における勤務の実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、申立人が同出張所に勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける同僚等関係者の証言を得ることもできない。

さらに、申立人には給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。